

5. 災害対策本部機能に必要な諸室の規模

災害対策本部機能として必要な諸室の規模について、他事例等を参考に次のように設定しました。

(1) 災害対策本部長室

県庁本館知事室と同等の広さとして、約 100m²（平面図より概算）程度を想定します。

(2) 災害対策本部員会議室

本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部員）および関係機関（自衛隊、警察、消防機関、医療機関、ライフライン機関）等と本部事務局の総計約 90 名が会議可能な空間に配慮し、概ね 300m² 程度を想定します。

(3) 防災危機管理局執務室（災害対策本部事務局室）

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに、事務室として、3.3 平方メートルに換算人数（以下に示すとおり。なお、危機対応時には多くの関係者が出入りし、危機対応することからその人数の概算については製図者としてカウントすることとした）および 1.1 を乗じた値として想定します。

■換算人数

	所長／署長級	課長級	補佐級	係長級	一般級	製図者	計
平常時執務人数	1	7	3	8	18	—	37
危機対応時応援人数	—	—	—	—	—	20	20
換算率	10	2.5	1.8	1.8	1	1.7	—
換算人数	10	17.5	5.4	14.4	18	34	99.3

■必要規模

$$3.3 \times 99.3 \times 1.1 \div 360\text{m}^2$$

(4) オペレーションルーム

滋賀県の場合、全庁的な危機対応時に概ね 150 人の県職員と 50 人の防災関係機関が集結し、情報共有を図る部屋が必要となります。

また、オペレーションルームは、危機対応時には関係職員の事務室となり、最低限の執務スペースの確保が必要となります。

したがって、(3)と同様に国土交通省新営一般庁舎面積算定基準により必要規模を想定します。ただし、換算率は一般級の 1.0 と見込み、10%の割り増し分を見込まないものとします。

■必要規模

$$3.3 \times 200 = 660\text{m}^2$$

(5) 災害対策室（関係機関執務室および調整等会議室）

災害対策室は、概ね次のような用途として利用することが考えられます。

○関係機関専用執務室

東北地方太平洋沖地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震などで対応を実施した自治体の多くで関係機関の諸室が確保されており、特に下記の6つの室等に関しては県との連携が欠かせないことから、必要に応じて、災害対策室に部屋を確保します。

- ・国の現地災害対策本部室（政府現地連絡対策室）
- ・自衛隊地方連絡室執務室
- ・滋賀県警察本部執務室
- ・緊急消防援助隊調整本部
- ・ライフライン関係機関執務室
- ・滋賀県災害ボランティアセンター（災害発生時に設置）（25 頁補足説明資料参照）

○調整等会議室

県および関係機関等が連携して実施する危機対応に係る個々の業務について、その具体的な業務分担と業務の範囲、実施時期や実施計画等を協議・調整する場として必要となります。

特に、県と関係団体の全5～6程度の組織による次のようなテーマの調整会議が考えられますが、この会議室は、段階や必要に応じての利用が考えられるため、3 部屋ほど確保することを想定します。

- ・人命の救助・救出・行方不明者の捜索に係る部隊運用および応急救護活動の調整
- ・ヘリの運行に係る調整
- ・緊急輸送道路の確保（県内、近隣都県との接続、迂回路設定、応急復旧順位等）
- ・負傷者搬送・医療活動に係る調整
- ・災害危険地域および危険のおそれがある地域への避難の勧告、指示等に関する調整
- ・滞留者（鉄道駅、高速道路パーキング、主要観光地等）の運送調整
- ・被災者支援、避難所支援に係る調整会議
- ・その他

東日本大震災の福島県の事例においても利用主体が被災後の時間経過により変化しているものの、こうした部屋は、概ね10 室程度必要であることが確認できます（26 頁補足説明資料参照）。

したがって、1 部屋当たり最大30 人程度の人員が収容できる部屋を13 室必要と考えました。

なお、執務スペースとしての利用も想定されることから、1 人当たり3.3㎡を必要規模と考え、1 室当たり概ね100㎡の部屋を想定しました。

したがって、災害対策室は全体で1,300㎡を必要規模と考えました。

ただし、危機レベルや危機対応フェーズにより、部屋を使用する機関や規模が変化することから、平常時より13の個室を準備することではなく、可動間仕切りで拡張できるようにすることを前提とします。

(補足説明資料) 滋賀県災害ボランティアセンターについて

①概要

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、県は被災者の救援等を行うために、県災害ボランティアセンター（以下、VC）を設置することになっており、市町VCの支援等の後方支援を行う。

災害対策本部設置時の県災害VCは県庁本館1階「県民サロン」に設置するとしているが、本部との連携、耐震性、スペース等の問題がある。

②求められる機能

- ・ 専門技能を有するボランティアの募集、登録、派遣調整
- ・ 市町VCとの連携（市から県へ必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等について連絡を行う。）
- ・ 災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等
- ・ 拠点や必要な資機材の提供
- ・ ボランティア保険制度の普及

③県、市町の災害ボランティアセンターについて

	県災害ボランティアセンター	市町災害ボランティアセンター
運営主体	滋賀県災害ボランティア活動連絡会 (事務局：滋賀県社会福祉協議会)	市社会福祉協議会等
設置場所	県庁本館内（大津市）等	市町地域防災計画等で定める場所
主な役割	後方支援 (総合的なボランティアニーズの把握、市町災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営・情報発信の支援)	現場対応 (被災地で活動するボランティアの支援、調整)

④滋賀県災害ボランティア活動連絡会

災害発生時に、滋賀県災害ボランティアセンターの設置が迅速に行われるとともに、災害ボランティア活動が円滑に主体性をもって実施されるよう、平常時からの連絡やネットワークを構築することを目的に「滋賀県災害ボランティア活動連絡会（事務局：滋賀県社会福祉協議会、構成団体：淡海ネットワークセンター、県（防災危機管理局、県民活動生活課、健康福祉政策課）等）が設置されている。また、「災害支援活動推進委員会」を設置し、東日本大震災におけるボランティアの課題を踏まえて、災害時に、より機能するボランティアセンターのあり方や平常時の活動等の検討を始めている。

第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

5. 災害対策本部機能に必要な諸室の規模

(6) プレスセンター（臨時記者会見室およびマスコミ控え室）

県庁本館にある記者室および会見室と同等の広さとして、約 200m²程度を想定します。

なお、最大で、記者クラブ、テレビ局・ラジオ局など各 20 社が 3 人の計 60 人利用することを想定します。

ただし、想定以上の報道機関等の来館にも対応できるように配慮します。

(7) 休憩室・シャワー室

休憩室は、本部員や本部要員、県の活動を支援する関係機関の職員が、仮眠をとるための部屋として確保し、概ね 30 人程度（災害対策本部員会議室で想定した 90 人の 1/3）が休息に当たれるスペースとロッカー室、寝具置き場等の広さを勘案し、男女別にそれぞれ 50m²程度を想定します。

また、シャワー室は更衣室と併せて男女別とし、それぞれ 40m²程度を想定します。

(8) 宿直室

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに、警戒時など複数名の常駐が必要な場合に備えて 2 人程度が利用することに配慮して 20m²を必要規模と想定します。

(9) 倉庫

滋賀県は、備蓄物資については、平常時から地震時に想定される被災者の概ね 1 日分に相当する量の食糧および生活必需品について、公的備蓄および流通在庫方式により確保しています。

物資は危険分散と発災時の緊急対応を迅速に行うため、県内 7 箇所の民間倉庫を借り上げて必要量を避難予定者数等に応じ分散保管しています。

したがって、危機管理センターに備蓄する物資は、危機対応時に本部活動に従事する行政職員の最低限の生命・身体の安全を確保しなければならない緊急対応期（危機事案発生時から 3 日間程度）の間の食料・飲料水と危機対応資機材等としました。

滋賀県の場合、災害対策本部の非常配備体制第 2 配備の場合、各班全職員（一般行政職員数は 3,000 人強）が活動することになる。

危機対応の組織運営は、1 人の従事者は 8～12 時間（発災後当初は 12 時間を限度とするが、基本的には 8 時間が望ましい）を責任担当期間として充てることが望ましいとされる。

また、発災当初は、交通機関の途絶などを考慮すると必ずしも全職員が参集できるとは限らないものの、外部機関の応援部隊や帰宅困難者対応等も視野に入れ、概ね 3,000 人 3 日分の食料、水を目標に備蓄できる空間を確保することを想定する。

※埼玉県の場合、危機管理防災センターに概ね 1,000 人 3 日分の食料、水等を備蓄している備蓄倉庫（約 130m²）と危機対応資機材を保管する倉庫（約 70m²）が配備されている。

※新潟県の場合は、本部活動用備蓄倉庫として、本庁職員用の食料、水 3 日分を行政庁舎内（約 100 m²）に、県警の危機対応資材（スコップ、シート等）などを収納する倉庫（約 80 m²）が車庫内に配備されている。

(10) 給湯室

給湯室は、現状とほぼ同等のスペースと見込み 70m²程度を想定します。

※埼玉県では、約 70 m²整備されている。また、新潟県の場合、約 40 m²整備されている。

(11) トイレ

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに、施設利用者数の最大数を約 500 人と想定し、1 人当たり 0.32m^2 （職員数 150 人以上の場合）を乗じた約 160m^2 を必要規模と想定します。

(12) 無線統制室

県庁本館にある無線統制室と同等の広さとして、約 50m^2 程度を想定します。

(13) 機械室・無線機械室

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに、(1) から (11) を加えた有効面積から空調機械室（機械換気設備）の必要規模を約 160m^2 、無線機械室については、県庁本館にある無線機械室と同等の広さ約 150m^2 程度を想定します。

(14) 自家発電機室・電気室

自家発電機室および電気室の面積は、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準および発電容量等を考慮し、約 150m^2 を必要規模と想定します。

(15) 無線更新用仮設室

無線更新用の仮設スペースは、無線統制室（ 50m^2 ）および無線機械室（ 150m^2 ）を加えた面積が必要となることから、概ね 200m^2 程度を想定します。

第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

5. 災害対策本部機能に必要な諸室の規模

滋賀県危機管理センターの災害対策本部機能に必要な諸室とりまとめ表

	N0	必要諸室の名称	現状	諸室の特徴	想定される 使用人数	必要規模 (㎡)	専用・転用	摘要
	1	災害対策本部長室	あるが本部とは離れた場所にあり	本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部長）など、県の災害対応の中核を担う職員を中心として、県としての重要事項の審議や意思決定、本部会議に先立つ県の対処方針の確認や対策の方向などの調整の場。	10人	100	○転用可／多目的な幹部会議室としての利用	現状とほぼ同等（知事室）のスペースと見込んだ
	2	災害対策本部員会議室	あり	本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部長）および関係機関等が参集し、県および国、関係機関等のそれぞれが把握している状況や実施している対応状況を報告して情報を共有するとともに、県としての総合的な対策方針や活動の基本方針を提示し、対策活動に関係している機関等と共通認識を形成する場。	90人	300	○転用可／平時時は会議室としての利用	埼玉県災害対策本部会議室の例を参考に設定 【参考】近年の災害対応の例では、本部会議は、本部長に限った参加ではなく、本部長の補佐者や関係機関のスタッフなども参加して実施されている
	3	防災危機管理局執務室（災害対策本部事務局室）	あり	平時時は防災危機管理局の執務室、危機事案発生時は、本部会議の運営事務や本部長（知事）の重要な意思決定に係る補佐などの業務を執り行う場。	平時時37人 災害時57人	360	○専用室として確保	事務室として新営一般庁舎面積算定基準により算定。ただし、災害時の応援職員を考慮した
	4	オペレーションルーム	あるが第1～第5委員会室および議員室などに分けている	災害対策本部緊急初動対策班および防災関係機関等が参集し、危機事案発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行うとともに、県の危機管理に必要な総合事務、業務の調整を継続的に行う場。	200人	660	○転用可／平時時は会議室としての利用	緊急初動対策班（約150人）および防災関係機関（国、自衛隊、消防、警察、DMAT、ライフライン事業者、応援職員等）（約50人）
	5	災害対策室（関係機関執務室および調整等会議室）	あるが本部とは離れた場所にあり	県および関係機関等が連携して実施する災害対策に係る個々の業務について、その具体的な業務分担と業務の範囲、その実施時期と実施計画等を協議・調整する場。 自衛隊等外部とのアクセスを確保。	390人	1,300	○転用可／平時時は会議室としての利用	事例より、県と関係機関の全9程度の組織による執務室および調整会議を想定するとともに、1室当たり30名を目安として確保することとした
	6	プレスセンター（臨時記者会見室およびマスコミ控え室）	あるが本部とは離れた場所にあり	県幹部が臨時に記者発表するための部屋、および地元、全国から集まるマスコミ等の機関の控え室。 【参考】埼玉県はエントランスホールと共用。	60人	200	○転用可／平時時は会議室としての利用	現状とほぼ同等（記者室＋会見室）のスペースと見込んだ 記者クラブ、テレビ局・ラジオ局など各社20社×3人程度の利用を考慮
	7	休憩室・シャワー室	なし	災害時、長期間継続して、本部活動を実施した場合の本部要員等が休息をとるための部屋。 仮眠室、更衣室、ロッカー室などを含む。シャワー室は休憩室と離す。 男女別に配慮。プライバシーを確保。	30人	180	○転用可／平時時は一部会議室としての利用	埼玉県や新潟県の事例をもとに算定
	8	宿直室	あり	平時時から宿日直員が駐在する部屋。	2人	20	○専用室として確保	宿直室として新営一般庁舎面積算定基準により算定。ただし、警戒時など複数名の常駐が必要な場合に備え2人程度の利用を考慮
	9	倉庫	なし	災害時、本部要員等が一定期間執務するために必要となる食糧や水、関連資料や資機材等を備蓄するための部屋。	—	400	○専用室として確保	埼玉県や新潟県の事例をもとに算定
	10	給湯室	なし	平時時から給湯室として必要となる部屋。	—	70	○専用室として確保	現状とほぼ同等のスペースと見込んだ
	11	トイレ	あり	平時時からトイレとして必要となる部屋。	—	160	○専用室として確保	新営一般庁舎面積算定基準の「便所および洗面所」により算定。
①執務面積および付属面積計						3,750		
	12	無線統制室	あり	市町、消防、防災関係機関、各部主管課、県警等への一斉司令のための通信設備および統制機器などを設置するとともに、システムの管理を行う場。 被害や対応に係る情報の総合的な収集・処理の具体的な作業を行う災害対策本部事務局室に隣接させて設置する。	—	50	○専用室として確保	現状とほぼ同等のスペースと見込んだ
	13	機械室・無線機械室	あり	平時時から機械室（無線用機械含む）として必要となる部屋。	—	310	○専用室として確保	空調機械室（機械換気設備等）、無線機械室を想定。なお、空調機械室は新営一般庁舎面積算定基準により算定、無線機械室は現状とほぼ同等のスペースと見込んだ
	14	自家発電機室・電気室	あり	平時時から自家発電機室（無線用自家発電機含む）および電気室として必要となる部屋。	—	150	○専用室として確保	新営一般庁舎面積算定基準（有効面積（1～11の合計））および発電容量等を考慮
	15	無線更新用仮設スペース（除く発電機室）	あり	機器更新時に必要となる仮設スペース。	—	200	○転用可／平時時は会議室又は倉庫的に利用	現状とほぼ同等のスペースと見込んだ
②設備関係面積計						710		
③廊下、階段などの交通部分面積						1,000		エレベーター含む
合計（①＋②＋③）						5,460		

6. 諸室の配置

危機管理センターの延床面積は、廊下、階段などの交通部分を含める総床面積で約 5,500m² 程度の規模になります。

一方、危機事案発生時は、一分一秒を争うことから災害対策本部機能を直ちに発揮する必要があります。このため、危機管理センターは、可能な限り、知事、県幹部職員が急行できる位置である必要があります。

そこで、県庁周辺に危機管理センターに必要な諸室を配置することを前提とし、次の2パターンでの諸室のフロア配置について検討しました。

- ・既存施設を活用
- ・新規に施設を建設

(1) 既存施設を活用する場合

県庁周辺のうち、老朽化等により、利用をやめているまた利用をやめる予定のある施設（県庁別館・第二別館、旧体育文化館、旧滋賀会館など）があり、これらの施設を除くと県庁本館、新館、東館、大津合同庁舎が候補地となり得ます。

これら施設を活用する場合、災害対策本部機能を発揮するうえで概ね共通して次のような課題があります。

- ☐ 十分な広さのオペレーションルームの確保が難しい
- ☐ 平常時と緊急時の庁舎利用に関する動線の区分が難しい
- ☐ 会議室スペースが少なく、緊急時に必要な会議室を機能的に配置するためには、現在利用している組織の移転先の施設を確保する必要がある
- ☐ 耐震補強が必要

※既存建物を免震化する場合、躯体をジャッキアップしてダンパーやアイソレータを設置し、場合によっては周囲を掘り下げて基礎に手を加えるなど、免震装置の設置には多大なコストがかかります。

(2) 新規に施設を建設する場合

新規に施設を建設する場合、整備場所は、「公有地」、「公有地以外の敷地」、「既存ビルの取得」などが考えられますが、ここでは、緊急度や経済性を考慮し、「公有地」に建設することが前提となります。

また、十分な広さのオペレーションルームを確保するためには、なるべく広い敷地空間を確保する必要があることや県庁舎からの移動距離が少ない方が望ましいことが条件として考えられます。

以上のことから、立地場所は県庁本館に隣接する県警察本部跡地とし、その敷地（約 2,000 m²）に危機管理センターを配置する想定で諸室の配置案を検討することとします。

なお、危機管理センターは、必要な諸室を勘案すると総延床面積が約 5,500 m² になることから、敷地に対して可能な限りの大きさの建築面積とした場合、県庁周辺の建蔽率の上限が 80% であることから、敷地に建てられる建築面積の上限は約 1,600 m² が一つの目安となり、4 フロアで計画

することが可能です。

ただし、同一敷地内に駐車スペースや防災井戸、地下貯水槽および汚泥貯水槽、地下オイルタンク（自家発電機用備蓄燃料）等を配置することを考慮し、可能な限り広く建築面積をとり、諸室の配置案を検討することとしました。

(3) その他の配慮事項

災害対策本部機能に必要な諸室は、全て稼働するほどの全庁的な対応を必要とする危機の発生頻度は必ずしも高くはありません。

そのため、平常時において、会議室などへの転用が可能な部屋については、研修・交流の場等として有効活用することを前提として、諸室を配置します。

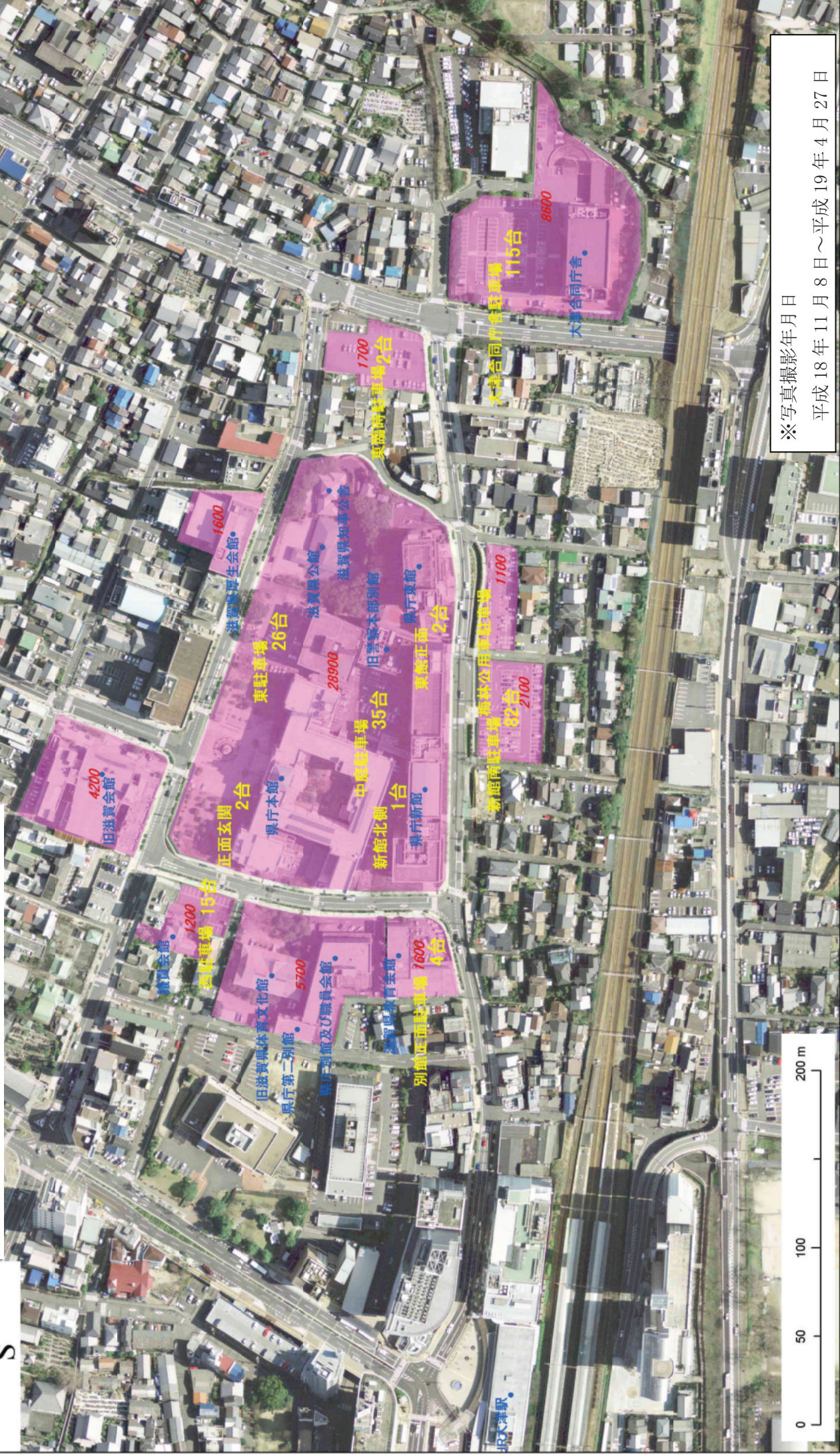
一方、研修・交流の場は、一般県民等に広く利用されるため、危機対応業務に支障を来さないよう、次のことに配慮して、諸室の配置案を検討しました。

- 災害対策本部機能の中核的な諸室は低層階に集約して配置する
- 危機の規模に応じて災害対策本部機能を拡張できるように配慮する
- オペレーション、方針決定等に支障が出ないよう、関係者以外の者の立ち入りを制限できるフロア構成とする
- 建築附属電気・機械室・自家発電機室は自己完結型を前提とする
- 平常時は、主に 1 階の諸室を活用して研修・交流事業を行う



県庁周辺地図

※赤色は概算敷地面積（㎡）、黄色は駐車場を示す
（黄色の数値は来庁者駐車場台数）



0 50 100 200 m

※写真撮影年月日

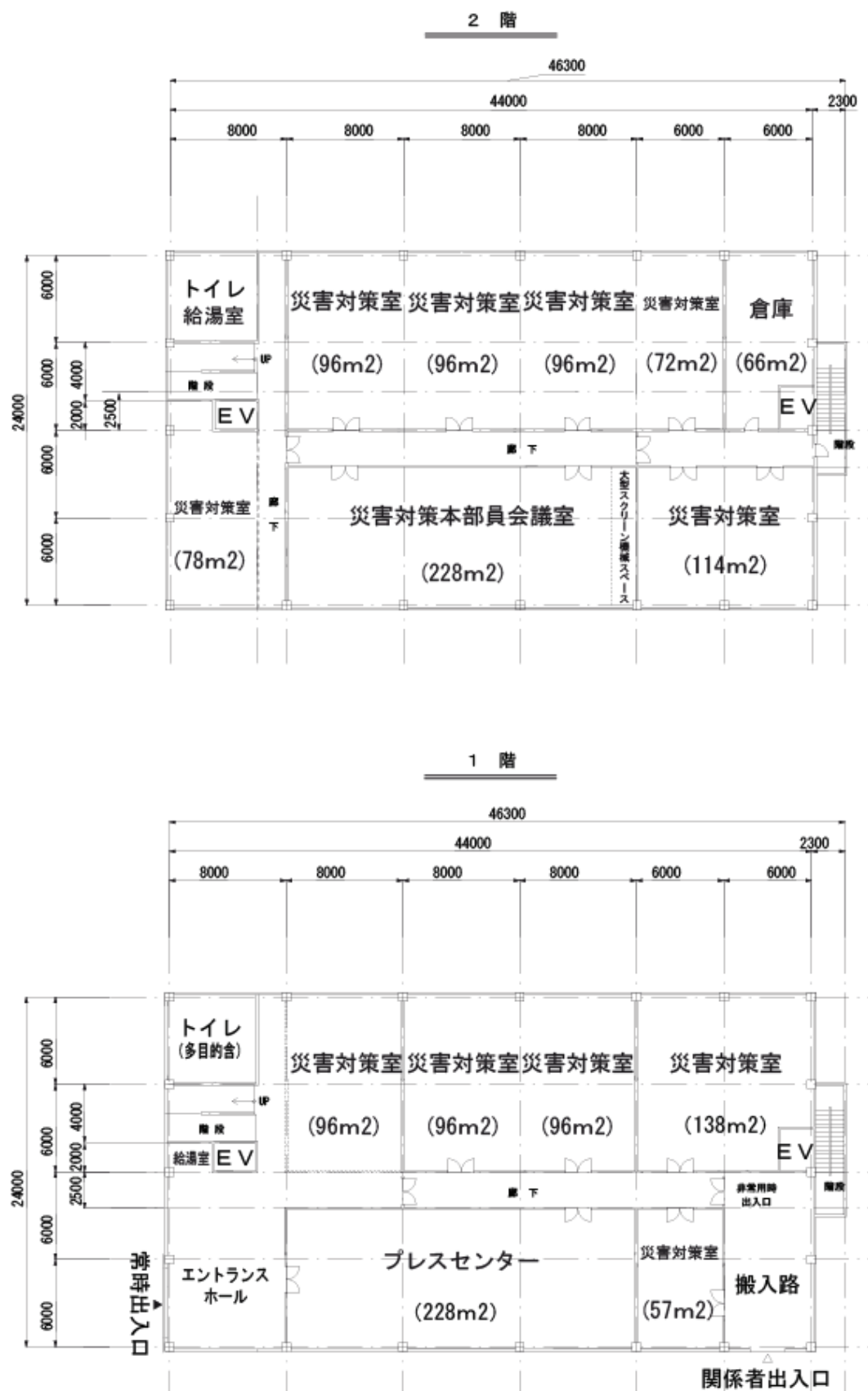
平成 18 年 11 月 8 日～平成 19 年 4 月 27 日

表 既存施設を活用して危機管理センターを設置するときの課題

		県庁本館	新館	東館	大津合同庁舎	旧警察本部別館	備考
建物構造	竣工年	昭和 14 年（一部昭和 55 年）	昭和 49 年（一部昭和 62 年）	昭和 58 年	平成 4 年	昭和 49 年	
	建物構造	RC 造	SRC 造	SRC 造	SRC 造	SRC 造	
	建物階層	地上 4 階	地下 1 階・地上 7 階	地下 1 階・地上 7 階	地下 1 階・地上 7 階	地下 1 階・地上 5 階	
	建築面積(㎡)	3,828.8	2,721.1	693.0	1,484.0	509.2	
	延べ床面積(㎡)	16,457.9	20,386.6	5,655.0	11,014.8	3208.5	
耐震性能	経過年数	72 年	37 年	28 年	19 年	37 年	
	耐震改修実施年度	平成 9 ～10 年度	平成 9 ～10 年度	—	—	平成 23 年度	
	耐震診断実施年度	平成 7 年度	平成 7 年度	—	—	(平成 22 年度)	
	耐震診断結果	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり	※ただし、Is 値 0.72（重要度係数 1.2）とした場合の耐震性能
	I 類の目標値（I s 値 0.9）	満たしていない	満たしていない	満たしていない	満たしていない	満たしていない	Is 値は建物の構造体が備える耐震性能を判定する指標（建物の耐震安全性の目標として I 類から III 類まで分類（国土交通省））
土地利用	用途地域	商業地域	商業地域	商業地域	第 1 種住居地域	商業地域	
自然条件	容積率／建蔽率	4 0 0 ／ 8 0	4 0 0 ／ 8 0	4 0 0 ／ 8 0	2 0 0 ／ 6 0	4 0 0 ／ 8 0	
	県庁正面玄関からの距離	0 m	約 1 0 0 m	約 2 0 0 m	約 5 0 0 m	約 2 0 0 m	
	地質	台地・段丘	台地・段丘	台地・段丘	低地（谷底平野・氾濫平野）	台地・段丘	土地分類基本調査より
ハザード	地質	第三紀層（半固結堆積物）	第三紀層（半固結堆積物）	第三紀層（半固結堆積物）	第三紀層（半固結堆積物）	第三紀層（半固結堆積物）	土地分類基本調査より
	想定地震動	琵琶湖西岸断層帯（ケース 3）および花折断層帯を起源とする地震が最大規模で発生するとき震度 6 強が想定される	琵琶湖西岸断層帯（ケース 3）および花折断層帯を起源とする地震が最大規模で発生するとき震度 6 強が想定される	琵琶湖西岸断層帯（ケース 3）および花折断層帯を起源とする地震が最大規模で発生するとき震度 6 強が想定される	琵琶湖西岸断層帯および花折断層帯を起源とする地震が最大規模で発生するとき震度 6 弱が想定される	琵琶湖西岸断層帯（ケース 3）および花折断層帯を起源とする地震が最大規模で発生するとき震度 6 強が想定される	滋賀県地震被害予測調査結果データより
	想定液状化判定	PL 値*15 以上と想定される	PL 値*15 以上と想定される	PL 値*15 以上と想定される	PL 値*5 から 10 と想定される	PL 値*15 以上と想定される	
	琵琶湖浸水想定区域	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し	
	土砂災害警戒区域	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し	
既存施設を活用して危機管理センターを設置するとき考えられる災害対策本部機能上の課題	○耐震補強が必要 ○液状化対策が必要 ○十分な広さのオペレーションルームの確保が難しい（第 1 委員会～第 3 委員会室をつなげても 300㎡） ○平時と緊急時の庁舎利用に関する動線の区分が難しい ○災害対策本部関係諸室の機能的な配置ができない ○現在利用している組織の移転先の施設を確保する必要がある	○耐震補強が必要 ○液状化対策が必要 ○十分な広さのオペレーションルームの確保が難しい（第 1 委員会～第 3 委員会室をつなげても 300㎡） ○平時と緊急時の庁舎利用に関する動線の区分が難しい ○災害対策本部関係諸室の機能的な配置ができない ○現在利用している組織の移転先の施設を確保する必要がある	○耐震補強が必要 ○液状化対策が必要 ○十分な広さのオペレーションルームの確保が難しい（7 階会議室で 320㎡） ○平時と緊急時の庁舎利用に関する動線の区分が難しい ○災害対策本部関係諸室の機能的な配置ができない ○現在利用している組織の移転先の施設を確保する必要がある	○耐震補強が必要 ○本庁舎から離れていて遠い ○現在利用している組織の移転先の施設を確保する必要がある	○耐震補強が必要 ○液状化対策が必要 ○十分な広さのオペレーションルームの確保が難しい ○災害対策本部関係諸室の機能的な配置ができない	○耐震補強が必要 ○液状化対策が必要 ○十分な広さのオペレーションルームの確保が難しい ○災害対策本部関係諸室の機能的な配置ができない	

※PL 値：滋賀県地震被害予測調査結果データより（15≦PL：液状化危険度が極めて高い、5≦PL<15：液状化危険度が高い、0≦PL<5：液状化危険度は低い）

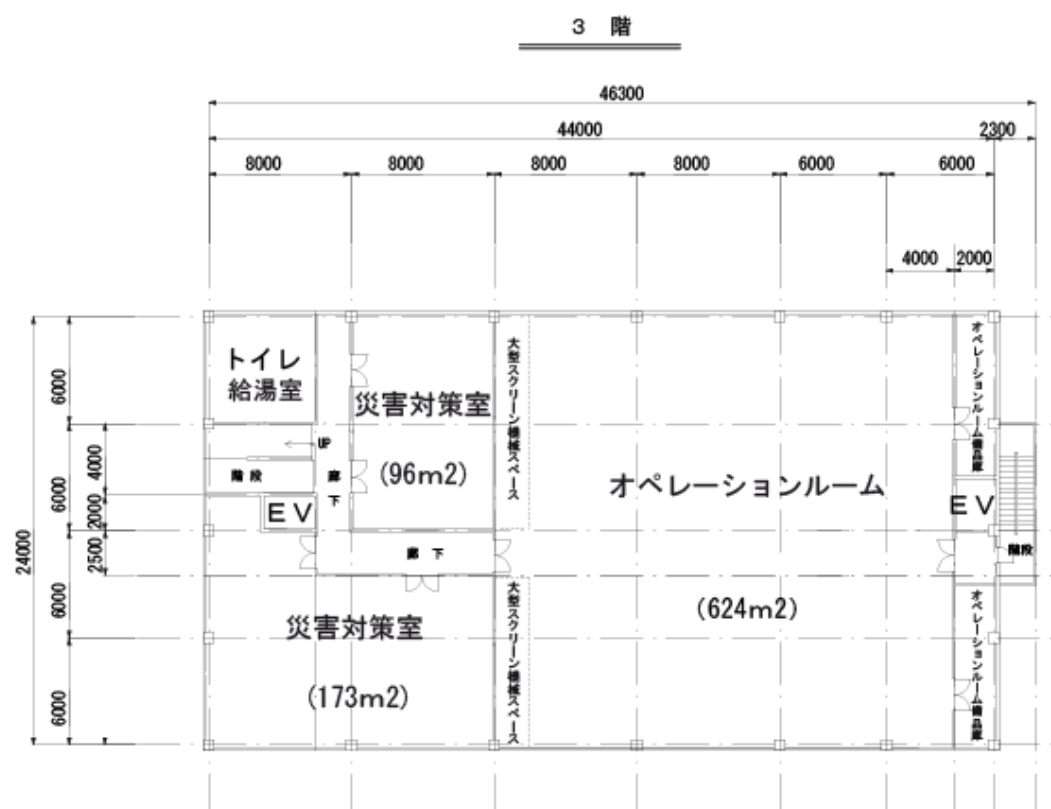
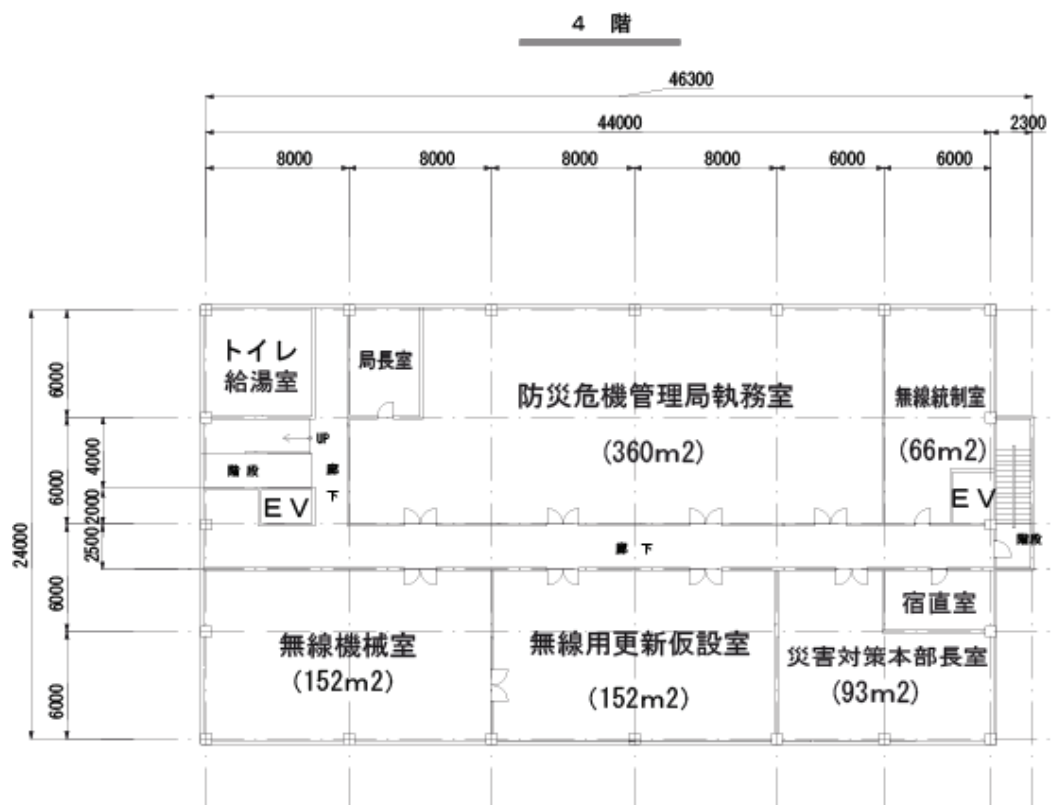
新規に施設を建設する場合の諸室のレイアウト案（1階・2階）



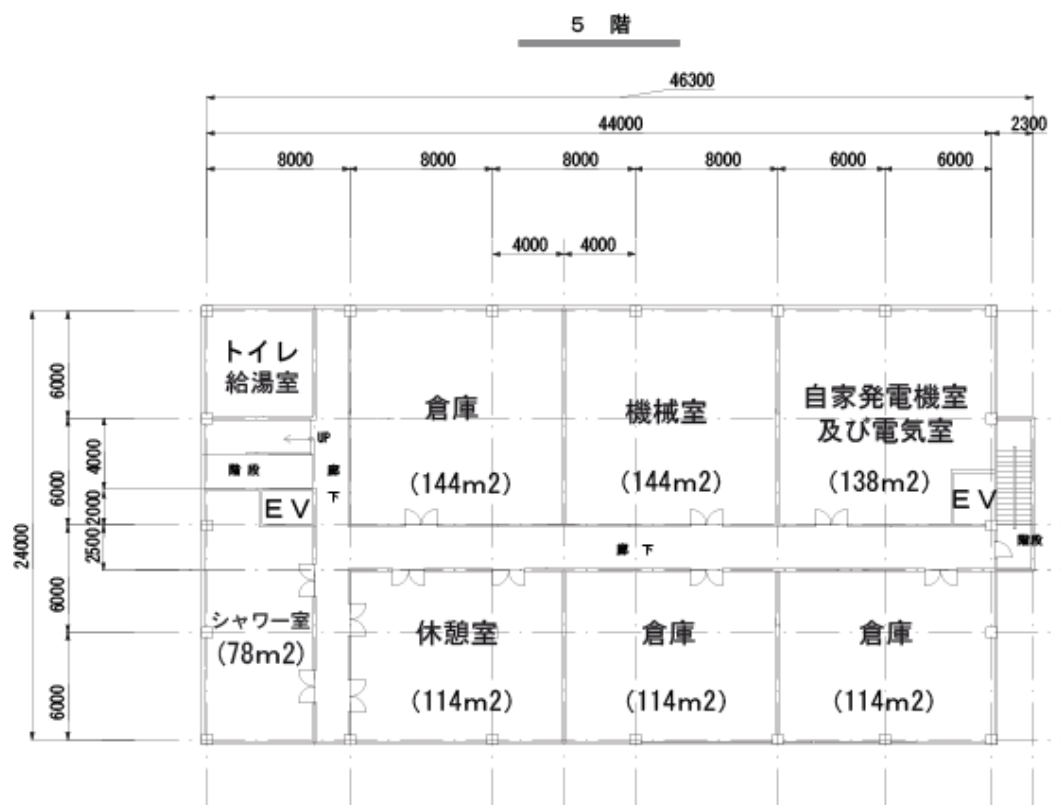
第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

6. 諸室の配置

新規に施設を建設する場合の諸室のレイアウト案（3階・4階）

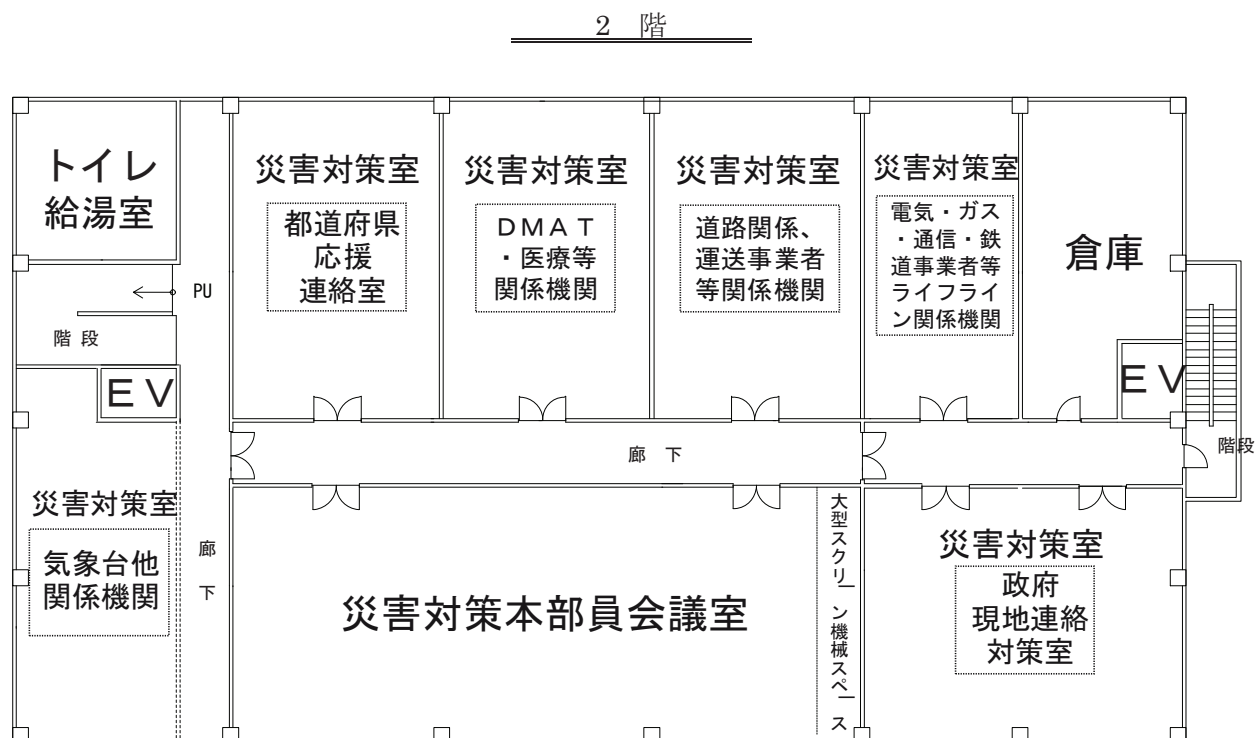
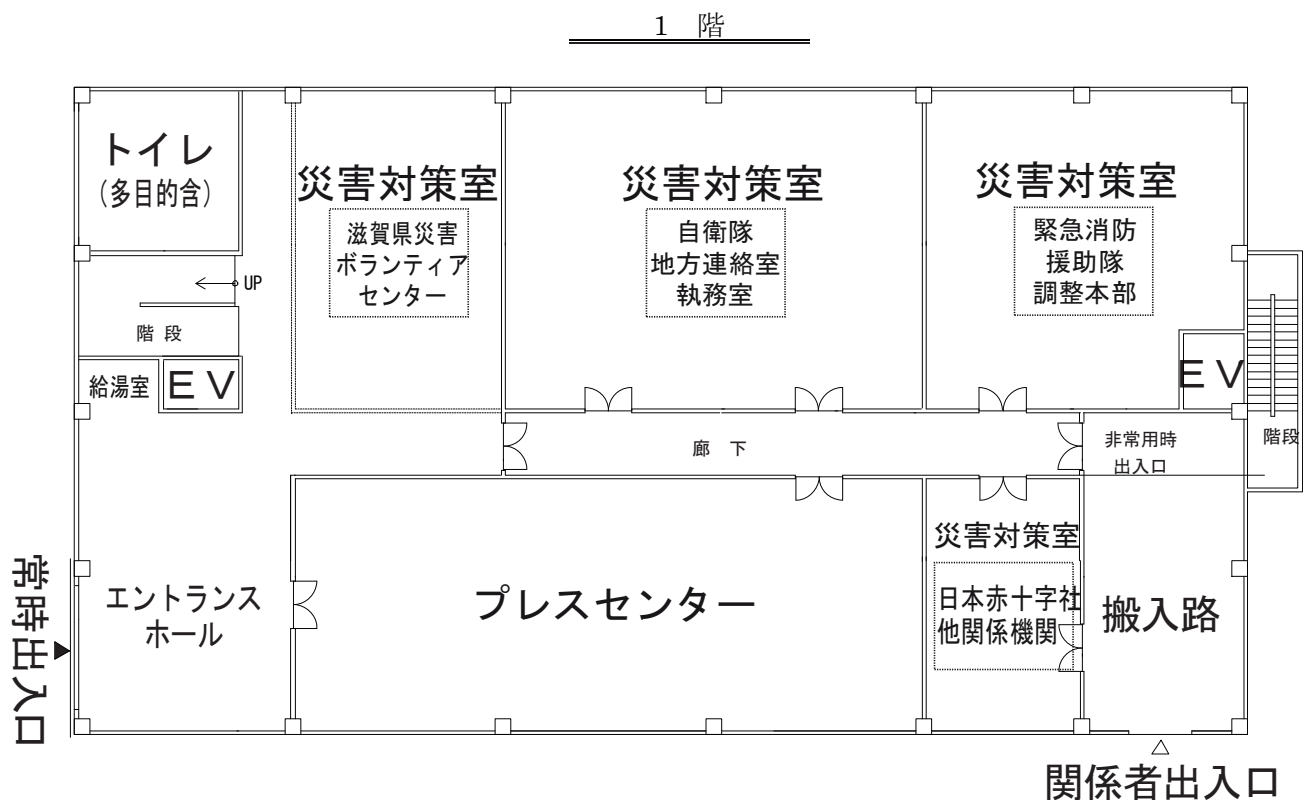


新規に施設を建設する場合の諸室のレイアウト案（5階）



※機械室のスペースが不足するときは屋上を利用

災害対策室の大規模災害時の活用例（1階・2階）

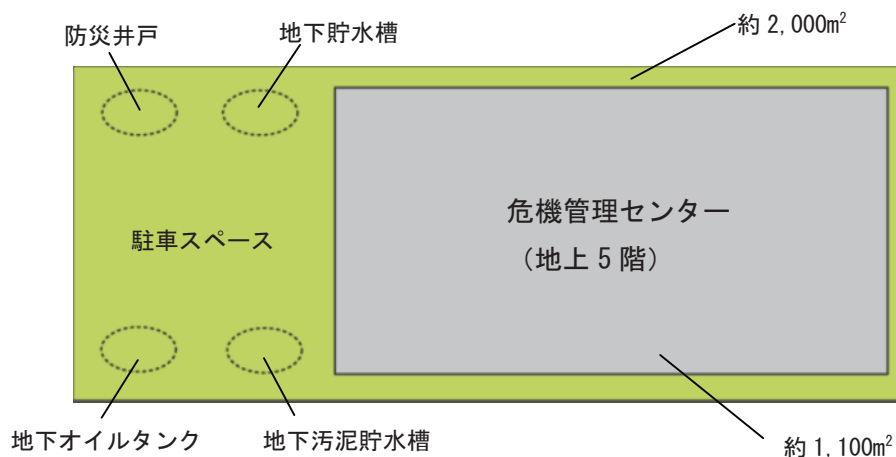


災害対策室の大規模災害時の活用例（3階）



7. 室外の諸設備

施設運営に必要な水供給、エネルギー供給等のバックアップ機能に関する諸設備は、危機管理センター近傍の駐車スペースの地下などを利用することを想定します。



(1) 地下貯水槽

災害等に伴う断水時、本部要員等が一定期間執務するために最低限生活に必要な水となる水を供給するための緊急貯水槽として、概ね次の容量の水を貯蔵できる空間を確保します。

- ・災害対策活動に携わる本部要員等の概ね 1,000 人分を目安とする。
- ・1 週間程度の断水に対応可能とする。
- ・最低限生活に必要な水として 1 日 20ℓと想定する。
- ・メンテナンスやバックアップ機能を考慮し、貯水槽は 2 つ以上に分散して配置する。

(2) 汚泥貯水槽

災害等に伴う下水処理不能時、一定期間の排水を貯留するためのスペースとして、概ね地下貯水槽の半分程度の容量の汚水を貯留できる空間を確保します。

(3) 防災井戸

災害等に伴う断水時、貯水槽の予備水源として最低限生活に必要な水を確保するために屋外の敷地内に設置します。

(4) 地下オイルタンク

災害等に伴う停電時に使用する自家発電機の燃料を貯蔵するスペースとして、概ね 3 日分として、次の容量の軽油を貯蔵できる空間を最低限確保します。

$$\bullet 600\text{KVA} \times 0.8 \times 0.17^* \left(\frac{\text{ℓ}}{\text{KW} \cdot \text{h}} \right) \times 24 \text{ (時間)} \times 3 \text{ (日)} \div 5875 \frac{\text{ℓ}}{\text{ト}} \text{ト}$$

※日本建設機械要覧の発動発電機の運転 1 時間当たり燃料消費率を参照

8. 駐車スペース

危機発生時には、警察、消防、自衛隊をはじめとする様々な関係機関が、危機管理センターに参集することから、関係車両が駐車できるスペースを確保する必要があります。

このため、基本設計・実施設計段階において、緊急時の周辺駐車場の運用方法や自衛隊等の特殊車両の進入、駐車スペースについて検討し、駐車計画を作成します。

【参考】

(1) 発災後、災害対応のために県庁駐車場を使用すると想定される車両数

地震発災～1週間後における災害派遣等関係車両の駐車台数予測

(台)

種類 (全長×全幅×全高)	時 間	機 関 等	発 災 日								発災日+1日～1週		備 考
			1h後		3h後		12h後		24h後		到着車両数	累計	累計
			到着車両数	累計	到着車両数	累計	到着車両数	累計	到着車両数	累計			
小型車両 (普通自動車) (4.1m×1.8m)		県警察	2	2	8	10	0	10	0	10	3	13	13
		消防関係	3	3	7	10	5	15	0	15	0	15	15
		自衛隊	2	2	1	3	2	5	5	10	5	15	15
		報道機関	27	27		27		27	11	38		38	38
		その他関係機関	5	5	23	28		28		28		28	28
中型車両 (5.5m×2.2m)		協定関係者等		0		0	10	10	10	20		20	20
		自衛隊			1	1	0	1	5	6	5	11	17
大型車両 (7.2m×2.5m)		自衛隊					2	2	5	7	7	14	28
特大型車両 (9.0m×2.5m)		自衛隊									2	2	8
		報道機関	8	8		8		8		8		8	32
計		警察	2	2	8	10	0	10	0	10	3	13	13
		消防関係	3	3	7	10	5	15	0	15	0	15	15
		自衛隊	2	2	2	4	4	8	15	23	19	42	68
		報道機関	35	35	0	35	0	35	11	46	0	46	70
		その他関係機関	5	5	23	28	0	28	0	28	0	28	28
累 計		協定関係者等	0	0	0	0	10	10	10	20	0	20	20
		(合 計)	47	47	40	87	19	106	36	142	22	164	214

(防災危機管理局調べ（報道機関分については、広報課調べ）)

(2) 主な県庁駐車場の駐車可能台数

名称		来庁者用
本館	西駐車場	15台
	中庭駐車場	35台
別館	正面駐車場	4台
新館南駐車場		82台
大津合同庁舎駐車場		115台
合計		251台

※駐車場位置は参考資料編 32 頁（県庁周辺地図）を参照